

【共通編】

令和8年度（2026年度）介護報酬改定等説明資料

1 令和8年度（2026年度）介護報酬改定の概要について

1. 令和8年度介護報酬改定の概要 2
2. 介護職員等処遇改善加算の拡充 2～3
3. 基準費用額（食費）の見直し 4

2 介護報酬の算定構造

1. 介護サービス 5～25
2. 介護予防サービス 26～39
3. 地域密着型サービス 40～52

3 熊本県・熊本市からのお知らせ

- ・ 令和8年度介護報酬改定（介護職員等処遇改善加算）に伴う届出書の提出について 53～54
- ・ 介護サービス事業所関係ホームページについて 55～56

《はじめに》

- 資料は、令和8年（2026年）1月16日に開催された「第253回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち関係するページを抜粋しています。
- 令和8年度（2026年度）介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP > 県政情報 > 健康・福祉・子育て
> 高齢者・障がい者・介護 > 高齢者支援課 > 介護報酬改定
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP ホーム > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ
> 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉 > 介護報酬改定
※熊本市HP <https://www.city.kumamoto.jp/>

令和8年（2026年）3月
熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

令和8年度介護報酬改定の概要

概要

○ 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、**令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施**する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による**改定率は+2.03%**（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
- ※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

2

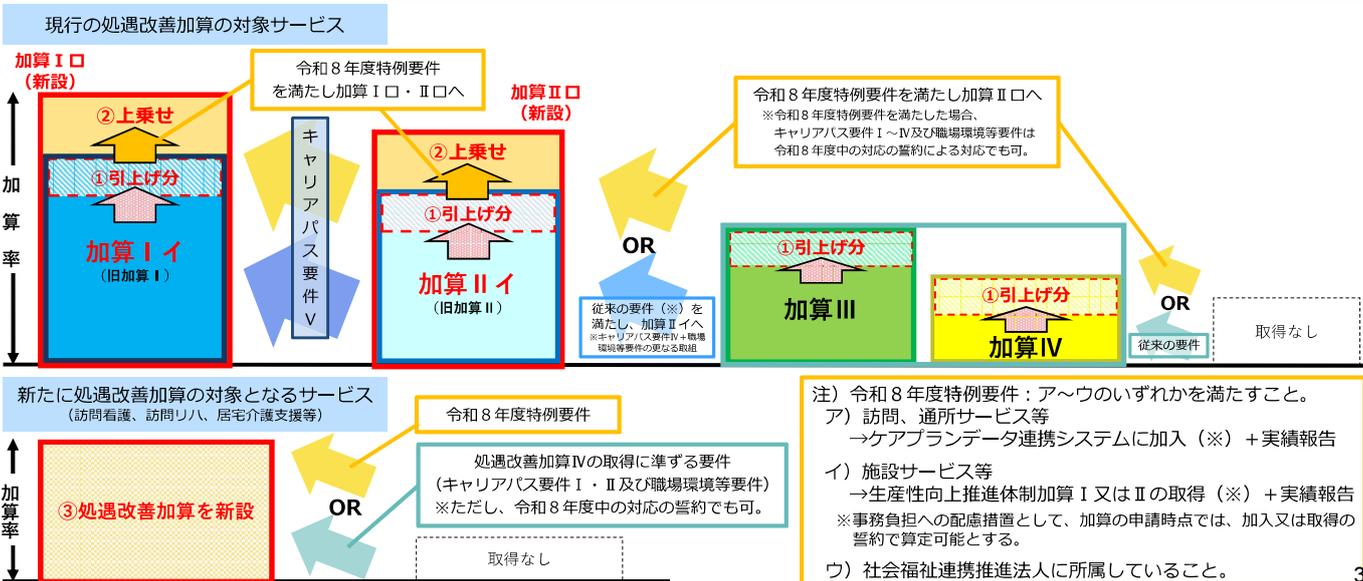
介護職員等処遇改善加算の拡充①

概要

○ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

○ 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）

- ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
- ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。



3

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率						
サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
サービス区分		介護職員等処遇改善加算（新設）				
訪問看護★						1.8%
訪問リハビリテーション★						1.5%
居宅介護支援・介護予防支援						2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

介護職員等処遇改善加算の拡充③

取得要件					
	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した事業者の介護職員分の加算率を上乗せ

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。
 ※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
 イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

基準費用額（食費）の見直し

概要

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされているが、介護保険法においては、介護保険施設等における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。
 - 近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。
- ※このほか、介護保険部会での議論を踏まえ、所得段階間の均衡を図る観点からの負担限度額の見直しもあわせて実施。
 (参考) 診療報酬は、令和8年度改定において、入院時の食費基準額を40円/食引き上げ、この際には低所得者に配慮した対応として、所得区分等に応じ、患者負担を20円～40円/食引き上げる措置が検討されている。



6

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和8年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
第2段階	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である ・世帯全員が市町村民税非課税		1,000万円（2,000万円）以下
第3段階①	年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円以下		650万円（1,650万円）以下
第3段階②	年金収入金額（※）+合計所得金額が82.65万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下
第4段階	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下
	・世帯に課税者がある者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額)【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円(4.7万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	680円(2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】	1,420円(4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
		ユニット型個室の多床室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)		

介護報酬の算定構造

介護サービス

 : 令和8年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 算(Ⅰ) +20/100 算(Ⅱ) +10/100 算(Ⅲ) +10/100 算(Ⅳ) +3/100	特定事業所加算 算(V) +3/100	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88/100	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	
		(2) 20分以上30分未満 (244単位)															
		(3) 30分以上1時間未満 (387単位)															
		(4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)															
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 算(Ⅰ) +20/100 算(Ⅱ) +10/100 算(Ⅲ) +10/100 算(Ⅳ) +3/100	特定事業所加算 算(V) +3/100	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88/100	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算			
	(2) 45分以上 (220単位)																
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																	
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)																	
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																
ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))																	
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)																
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																
チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×270/1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×287/1000)																
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×249/1000)																
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×266/1000)																
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×207/1000)																
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×170/1000)																

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算	(1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)								
ニ 看取り連携体制加算	(死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)								
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)								
ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)								

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注				
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 308単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1月につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき +213単位	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき +270単位	1日につき +240単位 (退院前1日又は訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度)	1回につき +50単位 (1月に1回を限度)	1回につき -50単位 (退院後1月以内であった医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない)
	介護老人保健施設の場合													
	介護医療院の場合													
ロ 退院時共同指導加算 (600単位を加算)														
ハ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)														
ニ サービス提供体制強化加算														
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)														
ホ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき +所定単位×15/1000)														
注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計														
注 「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入														

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (515単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)					
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位)					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (287単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (566単位)	+100単位			+250単位	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (417単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)					
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (518単位)					+150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (379単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)					
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (46単位)							
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (545単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)					
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (525単位)					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (467単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (326単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)						

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。
 ※ ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員を配置したくない場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーがユニット毎に配置されていない場合	身体拘束器具未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算													
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【基本型】	要介護1 (753 単位) 要介護2 (801 単位) 要介護3 (864 単位) 要介護4 (918 単位) 要介護5 (971 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <在宅強化型>	要介護1 (819 単位) 要介護2 (893 単位) 要介護3 (958 単位) 要介護4 (1,017 単位) 要介護5 (1,074 単位)																		
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii) <多床室>【基本型】	要介護1 (830 単位) 要介護2 (880 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護4 (997 単位) 要介護5 (1,052 単位)																		
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (902 単位) 要介護2 (979 単位) 要介護3 (1,044 単位) 要介護4 (1,102 単位) 要介護5 (1,161 単位)																		
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II) <療養型老健:看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (790 単位) 要介護2 (830 単位) 要介護3 (892 単位) 要介護4 (1,071 単位) 要介護5 (1,150 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 (870 単位) 要介護2 (956 単位) 要介護3 (1,074 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,231 単位)																		
		(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>【療養型】	要介護1 (790 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (955 単位) 要介護4 (1,043 単位) 要介護5 (1,121 単位)																	
			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>【療養型】	要介護1 (870 単位) 要介護2 (949 単位) 要介護3 (1,046 単位) 要介護4 (1,124 単位) 要介護5 (1,203 単位)																	
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (738 単位) 要介護2 (784 単位) 要介護3 (849 単位) 要介護4 (901 単位) 要介護5 (953 単位)																		
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護1 (813 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (925 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,031 単位)																		
		(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【基本型】	要介護1 (836 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,003 単位) 要介護5 (1,056 単位)	×97/100	×70/100	×70/100														
			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (906 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,048 単位) 要介護4 (1,106 単位) 要介護5 (1,165 単位)																	
	(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	c 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	a 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要介護1 (836 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,003 単位) 要介護5 (1,056 単位)																	
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要介護1 (906 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,048 単位) 要介護4 (1,106 単位) 要介護5 (1,165 単位)																	
		(ii) <療養型老健:看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,043 単位) 要介護3 (1,162 単位) 要介護4 (1,242 単位) 要介護5 (1,319 単位)																	
			b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,043 単位) 要介護3 (1,162 単位) 要介護4 (1,242 単位) 要介護5 (1,319 単位)																	
(iii) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,037 単位) 要介護3 (1,135 単位) 要介護4 (1,213 単位) 要介護5 (1,291 単位)																			
	b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要介護1 (959 単位) 要介護2 (1,037 単位) 要介護3 (1,135 単位) 要介護4 (1,213 単位) 要介護5 (1,291 単位)																			
	(iv) ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 (IV) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (929 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,035 単位)																		
		b 経過のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (929 単位) 要介護4 (983 単位) 要介護5 (1,035 単位)																		
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(664 単位)																			
	(二) 4時間以上6時間未満	(927 単位)																			
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,296 単位)																			

注 特別療養費

(一) 療養体制維持特別加算 (I)	(1日につき 27単位を加算)
(二) 療養体制維持特別加算 (II)	(1日につき 57単位を加算)

(4) 総合医学管理加算	(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)
(5) 口腔嚥下強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))
(6) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)

(8) 緊急時治療費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	(1月に10日を限度に、1日につき518単位を算定)

(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)	(1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)	(1月につき 10単位を加算)

(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)

(11) 介護職員等処遇改善加算	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (A)	(1月につき +所定単位×90/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (B)	(1月につき +所定単位×97/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (C)	(1月につき +所定単位×86/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (D)	(1月につき +所定単位×93/1000)
	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (I) (E)	(1月につき +所定単位×69/1000)

注 所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

：「特別療養費」と「緊急時治療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
移動を行う職員 の勤務条件等 を満たさない 場合		利用者の数及び 入院患者の 数の合計数が 入所者の定員 を超える場合	看護・介護職員 の員数が基準 に満たない場合	看護職員が基準 に定められた看 護職員の員数 に20/100を乗 じて得た数未満 の場合	医師の医師確保 計画を提出した ものの、医師の 数が基準に 定められた医師 の員数に80/100を乗 じて得た数未満 である場合	医師の医師確保 計画を提出した ものの、医師の 数が基準に 定められた医師 の員数に80/100を乗 じて得た数未満 である場合	乗動のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が未 整備である場合	身体拘束等 の未実施減算	乗動者等補助 措置未実施減 算	業務経費削減 未実施減算	乗動者が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第40 条の規定が適 用されている場 合	乗動を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	緊急短期入 所受入加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (723 単位)																	
		要介護2 (830 単位)																	
		要介護3 (1064 単位)																	
		要介護4 (1163 単位)																	
		要介護5 (1253 単位)																	
		看護<6.1> 介護<4.1>																	
	b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (753 単位)																	
		要介護2 (866 単位)																	
		要介護3 (1109 単位)																	
		要介護4 (1213 単位)																	
		要介護5 (1306 単位)																	
		看護<6.1> 介護<4.1>																	
	c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (742 単位)																	
		要介護2 (854 単位)																	
		要介護3 (1094 単位)																	
		要介護4 (1196 単位)																	
		要介護5 (1288 単位)																	
		看護<6.1> 介護<4.1>																	
	d 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1 (831 単位)																	
		要介護2 (941 単位)																	
		要介護3 (1173 単位)																	
		要介護4 (1273 単位)																	
		要介護5 (1362 単位)																	
		看護<6.1> 介護<4.1>																	
e 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (867 単位)																		
	要介護2 (980 単位)																		
	要介護3 (1224 単位)																		
	要介護4 (1328 単位)																		
	要介護5 (1421 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
f 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (855 単位)																		
	要介護2 (966 単位)																		
	要介護3 (1206 単位)																		
	要介護4 (1307 単位)																		
	要介護5 (1399 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (681 単位)																	
	要介護2 (792 単位)																		
	要介護3 (955 単位)																		
	要介護4 (1111 単位)																		
	要介護5 (1154 単位)																		
	看護<6.1> 介護<5.1>																		
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (775 単位)																		
	要介護2 (884 単位)																		
	要介護3 (1042 単位)																		
	要介護4 (1196 単位)																		
	要介護5 (1237 単位)																		
	看護<6.1> 介護<5.1>																		
c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要介護1 (795 単位)																		
	要介護2 (905 単位)																		
	要介護3 (1066 単位)																		
	要介護4 (1224 単位)																		
	要介護5 (1266 単位)																		
	看護<6.1> 介護<5.1>																		
d 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (642 単位)																		
	要介護2 (754 単位)																		
	要介護3 (904 単位)																		
	要介護4 (1059 単位)																		
	要介護5 (1100 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>																		
e 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (754 単位)																		
	要介護2 (864 単位)																		
	要介護3 (1014 単位)																		
	要介護4 (1170 単位)																		
	要介護5 (1211 単位)																		
	看護<6.1> 介護<6.1>																		
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (843 単位)																	
	要介護2 (953 単位)																		
	要介護3 (1101 単位)																		
	要介護4 (1193 単位)																		
	要介護5 (1283 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)																		
	要介護2 (841 単位)																		
	要介護3 (992 単位)																		
	要介護4 (1081 単位)																		
	要介護5 (1172 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要介護1 (843 単位)																		
	要介護2 (953 単位)																		
	要介護3 (1101 単位)																		
	要介護4 (1193 単位)																		
	要介護5 (1283 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (843 単位)																	
	要介護2 (953 単位)																		
	要介護3 (1059 単位)																		
	要介護4 (1149 単位)																		
	要介護5 (1242 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
b 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (856 単位)																		
	要介護2 (963 単位)																		
	要介護3 (1197 単位)																		
	要介護4 (1296 単位)																		
	要介護5 (1385 単位)																		
	看護<6.1> 介護<4.1>																		
c 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (874 単位)																		
	要介護2 (985 単位)																		
	要介護3 (1226 単位)																		
	要介護4 (1328 単位)																		
	要介護5 (1419 単位)																		

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注 利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患 者の定員を超える 場合	注 常勤のユニットワ ーカーをユニット毎 に配置していない等 ユニットケアにお ける体制が未整備 である場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 廊下幅が設備基 準を満たさない場 合	注 食堂を有しない場 合	注 認知症行動・心理 症状緊急対応加 算	注 緊急短期入所 受入加算	注 若年性認知症利 用者受入加算	注 利用者に対して送 迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (705 単位)										
			要介護2 (756 単位)										
			要介護3 (806 単位)										
			要介護4 (857 単位)										
			要介護5 (908 単位)										
			要介護1 (732 単位)										
	b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>		要介護2 (786 単位)										
			要介護3 (839 単位)										
			要介護4 (893 単位)										
			要介護5 (946 単位)										
			要介護1 (723 単位)										
			要介護2 (775 単位)										
	c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>		要介護3 (827 単位)										
			要介護4 (879 単位)										
			要介護5 (932 単位)										
			要介護1 (813 単位)										
			要介護2 (864 単位)										
			要介護3 (916 単位)										
	d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>		要介護4 (965 単位)										
			要介護5 (1,016 単位)										
			要介護1 (847 単位)										
			要介護2 (901 単位)										
			要介護3 (954 単位)										
			要介護4 (1,006 単位)										
e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>		要介護5 (1,059 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (888 単位)											
		要介護3 (941 単位)											
		要介護4 (992 単位)											
		要介護5 (1,045 単位)											
f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>		要介護1 (624 単位)											
		要介護2 (670 単位)											
		要介護3 (715 単位)											
		要介護4 (762 単位)											
		要介護5 (807 単位)											
		要介護1 (734 単位)											
(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護 <3:1>		要介護2 (779 単位)											
		要介護3 (825 単位)											
		要介護4 (871 単位)											
		要介護5 (917 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (887 単位)											
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要介護3 (937 単位)											
		要介護4 (988 単位)											
		要介護5 (1,039 単位)											
		要介護1 (864 単位)											
		要介護2 (918 単位)											
		要介護3 (970 単位)											
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護4 (1,022 単位)											
		要介護5 (1,076 単位)											
		要介護1 (854 単位)											
		要介護2 (907 単位)											
		要介護3 (959 単位)											
		要介護4 (1,010 単位)											
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護5 (1,062 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (887 単位)											
		要介護3 (937 単位)											
		要介護4 (988 単位)											
		要介護5 (1,039 単位)											
(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>		要介護1 (864 単位)											
		要介護2 (918 単位)											
		要介護3 (970 単位)											
		要介護4 (1,022 単位)											
		要介護5 (1,076 単位)											
		要介護1 (854 単位)											
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護2 (907 単位)											
		要介護3 (959 単位)											
		要介護4 (1,010 単位)											
		要介護5 (1,062 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (887 単位)											
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護3 (937 単位)											
		要介護4 (988 単位)											
		要介護5 (1,039 単位)											
		要介護1 (835 単位)											
		要介護2 (887 単位)											
		要介護3 (937 単位)											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (684 単位)												
	(二) 4時間以上6時間未満 (948 単位)												
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,316 単位)												
(4) 口腔連携強化加算	(1回につき 50単位を加算(1月に1回を限度))												
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)												
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)												
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)												
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)												
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)												
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)												
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)												
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×62/1000)												
	(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)												
	(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×58/1000)												
	(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)												
	(五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×47/1000)												
	(六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×40/1000)												

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
基本部分			夜間勤務等 加算	利用者の数 及び介護員 の合計数が 入所者の定員 を超える場合	医師、薬剤師、 看護師、介護 福祉士の員 数が基準に 満たない場合	看護部長が 20/100未満 の場合	常勤のユニ ット長が2 名未満に配 置されていない 場合	身体拘束止 め薬の投与 回数	高齢者虐待 防止措置未 実施	業務継続計 画未実施	療養環境の 基準(第7条)に 満たない場合	療養環境の 基準(第8条)に 満たない場合	療養環境の 基準(第9条)に 満たない場合	資料相違 加算	夜間勤務等 加算	認知症行動 心療ケア加算	緊急短期入 所入所加算	若年性認知 症利用者入 所加算	利用者に対 して夜間を 行う場合
(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	I型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (778 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <多床室>	要介護1 (1,006 単位)																
		要介護2 (893 単位)																	
(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	II型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (768 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <多床室>	要介護1 (1,006 単位)																
		要介護2 (879 単位)																	
(3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	特別介護医療院短期入所療養介護費(1)	a 特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	要介護1 (721 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <多床室>	要介護1 (846 単位)																
		要介護2 (929 単位)																	
(4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (911 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 経過的ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (911 単位)																
		要介護2 (1,023 単位)																	
(5) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1)	a ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (901 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 経過的ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (901 単位)																
		要介護2 (1,011 単位)																	
(6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)	ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1)	a ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (867 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 経過的ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (867 単位)																
		要介護2 (966 単位)																	
(7) 特定介護医療院短期入所療養介護費	特定介護医療院短期入所療養介護費	a 特定介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	要介護1 (867 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき +23単位	1日につき +14単位 (7日間を 限る)	1日につき +90単位 (7日(中心 を待たない 場合)は14日 を 限る)	1日につき +120単位	1日につき +184単位
		b 経過的ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (867 単位)																
		要介護2 (966 単位)																	
(8) 口達連携強化加算			(1日につき 50単位を加算(1月に1回を限度))																
(9) 療養加算			(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																
(10) 緊急時治療費	イ 緊急時治療管理	(1日に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)																	
(11) 認知症専門ケア加算	ロ 特定治療	(1日に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)																	
	ハ 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を加算)																	
(12) 重症認知症療養体制加算	ニ 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を加算)																	
	ホ 重症認知症療養体制加算(1)	(1日につき140単位を加算)																	
(13) 特別診療費(※2)	ヘ 重症認知症療養体制加算(2)	(1日につき40単位を加算)																	
	ト 重症認知症療養体制加算(3)	(1日につき200単位を加算)																	
(14) 生産性向上推進体制加算	チ 重症認知症療養体制加算(4)	(1日につき100単位を加算)																	
	リ 生産性向上推進体制加算(2)	(1日につき 10単位を加算)																	
(15) サービス提供体制強化加算	ル サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を加算)																	
	レ サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を加算)																	
	ロ サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を加算)																	
(16) 介護職員等処遇改善加算	ハ サービス提供体制強化加算(4)	(1日につき 6単位を加算)																	
	ニ 介護職員等処遇改善加算(1)イ	(1月につき +所定単位数×62/1000)																	
	ヒ 介護職員等処遇改善加算(1)ロ	(1月につき +所定単位数×66/1000)																	
	ヘ 介護職員等処遇改善加算(1)ハ	(1月につき +所定単位数×88/1000)																	
	ト 介護職員等処遇改善加算(1)ニ	(1月につき +所定単位数×62/1000)																	
(17) 介護職員等処遇改善加算(2)	チ 介護職員等処遇改善加算(2)イ	(1月につき +所定単位数×67/1000)																	
	リ 介護職員等処遇改善加算(2)ロ	(1月につき +所定単位数×47/1000)																	
	レ 介護職員等処遇改善加算(2)ハ	(1月につき +所定単位数×47/1000)																	
	ロ 介護職員等処遇改善加算(2)ニ	(1月につき +所定単位数×40/1000)																	

※ 夜間勤務等加算を適用する場合には、夜間勤務等加算を適用しない。
 ※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100	-10/100																		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 84単位)		×70/100																			
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (542 単位) 要介護2 (609 単位) 要介護3 (679 単位) 要介護4 (744 単位) 要介護5 (813 単位)	×70/100																			

ニ 通院・通所待機加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ホ 送迎待機提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位)

ヘ 曹取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	注
(1)曹取り介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)
(2)曹取り介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算) (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算) (3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 1,180単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)

ト 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)

(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

チ 高齢者施設等感染対策向上加算

(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

リ 新興感染症等施設対策費 (1月に1回、連続する5日を限度に 240単位を算定)

ヌ 生産性向上推進体制加算 (イ又はハを算定する場合のみ算定)

(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ル サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

ヲ 介護職員等処遇改善加算	注
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×1.08/1,000)	※ 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×1.09/1,000)	
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×1.12/1,000)	
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×1.14/1,000)	
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×1.16/1,000)	
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位×1.18/1,000)	

※ 限度額 要介護1 16,355単位
要介護2 18,362単位
要介護3 20,490単位
要介護4 22,435単位
要介護5 24,533単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注
要いす 要いす付具品 特殊寝台 特殊寝台付具品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動歩行支援装置		-1/100	-1/100	

注：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、要いす、要いす付具品、特殊寝台、特殊寝台付具品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動歩行支援装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和9年4月1日から適用する。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,086単位)								
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +519単位)										
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +421単位)										
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +323単位)										
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)										
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +250単位)										
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +200単位)										
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ (+450単位)										
	(2) 退院・退所加算(I)ロ (+600単位)										
	(3) 退院・退所加算(II)イ (+600単位)										
	(4) 退院・退所加算(II)ロ (+750単位)										
	(5) 退院・退所加算(III) (+900単位)										
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合										
ヌ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき +所定単位×21/1000)				注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計							

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。
 ※居宅介護支援費(II)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

注 特別療養費				
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)		
	ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ)	(1日につき 60単位を加算)		
	(2) 初期加算(Ⅱ)	(1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所時栄養情報連携加算(※2)		(1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ホ 再入所時栄養連携加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 450単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 450単位を加算)		
ヘ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき 480単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定	
	在宅強化型以外の場合	(1回につき 480単位を加算)		
ト 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所指導加算	(400単位)	
		(二) 退所時情報提供加算	退所時情報提供加算(Ⅰ)	(500単位)
			退所時情報提供加算(Ⅱ)	(250単位)
			退所時情報提供加算(Ⅲ)	(250単位)
	(三) 入退所前連携加算(Ⅰ)	(600単位)		
(四) 入退所前連携加算(Ⅱ)	(400単位)			
(2) 訪問看護指示加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 原等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
チ 協力医療機関連携加算	(1) 前診・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	(1月につき 50単位を加算)		
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	(1月につき 5単位を加算)		
リ 栄養マネジメント強化加算		(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 経口移行加算(※2)		(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ)	(1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
ヲ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	(1月につき 110単位を加算)		
ワ 療養加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援機能加算		(療養型老健に限り1日につき 10単位を加算)		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	(入所者1人につき1回を限度として140単位を加算)	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	(入所者1人につき1回を限度として70単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	(入所者1人につき1回を限度として240単位を加算)		
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
		療養型老健の場合	(1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
(2) 特定治療				
シ 所定疾患施設療養費(※2)	(1) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)	(1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)		
	(2) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)	(1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)		
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)		
ツ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)		
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)		
ネ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
	療養型老健の場合	(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(※2)	(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	(1月につき 53単位を加算)		
	(2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	(1月につき 33単位を加算)		
ラ 褥瘡マネジメント加算(※2) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき 3単位を加算)		
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき 13単位を加算)		
ム 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)	(1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)	(1月につき 20単位を加算)		
ウ 自立支援促進加算(※2)		(1月につき 300単位を加算)		
キ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 60単位を加算)		
フ 安全対策体制加算(※2)		(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
チ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)		
ク 新興感染症等施設療養費		(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)		
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)		
ケ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×90/1000)	注 所定単位は、イからマまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×87/1000)		
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ	(1月につき +所定単位×84/1000)		
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ	(1月につき +所定単位×81/1000)		
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×78/1000)		
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×75/1000)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
			夜勤を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、看 護士、介護職員、 介護士、介護士 の員数が基準 に満たない場合	又 は																								
イ I型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (721 単位) 要介護2 (832 単位) 要介護3 (1,070 単位) 要介護4 (1,172 単位) 要介護5 (1,263 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100														
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (833 単位) 要介護2 (943 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,375 単位)																											
	(2) I型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (711 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (1,055 単位) 要介護4 (1,155 単位) 要介護5 (1,245 単位)																											
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (821 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (1,165 単位) 要介護4 (1,264 単位) 要介護5 (1,355 単位)																											
	(3) I型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) I型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (694 単位) 要介護2 (804 単位) 要介護3 (1,039 単位) 要介護4 (1,138 単位) 要介護5 (1,228 単位)																											
		(二) I型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (805 単位) 要介護2 (914 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,248 単位) 要介護5 (1,338 単位)																											
ロ II型 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) II型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (675 単位) 要介護2 (771 単位) 要介護3 (981 単位) 要介護4 (1,069 単位) 要介護5 (1,149 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100														
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (883 単位) 要介護3 (1,092 単位) 要介護4 (1,181 単位) 要介護5 (1,261 単位)																											
	(2) II型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (659 単位) 要介護2 (755 単位) 要介護3 (963 単位) 要介護4 (1,053 単位) 要介護5 (1,133 単位)																											
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (770 単位) 要介護2 (867 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,165 単位) 要介護5 (1,245 単位)																											
	(3) II型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(一) II型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (648 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (952 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,121 単位)																											
		(二) II型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (759 単位) 要介護2 (855 単位) 要介護3 (1,064 単位) 要介護4 (1,154 単位) 要介護5 (1,234 単位)																											
ハ 特別 介護医療院 サービス費 (1日につき)	(1) I型特別 介護医療院 サービス費	(一) I型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (661 単位) 要介護2 (763 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,081 単位) 要介護5 (1,168 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100														
		(二) I型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (764 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (1,091 単位) 要介護4 (1,186 単位) 要介護5 (1,271 単位)																											
	(2) II型特別 介護医療院 サービス費	(一) II型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (614 単位) 要介護2 (707 単位) 要介護3 (905 単位) 要介護4 (991 単位) 要介護5 (1,066 単位)																											
		(二) II型特別介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (721 単位) 要介護2 (814 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,096 単位) 要介護5 (1,172 単位)																											
	(1) ユニット型 I型介護 医療院 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)														×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
		(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (850 単位) 要介護2 (960 単位) 要介護3 (1,199 単位) 要介護4 (1,300 単位) 要介護5 (1,392 単位)																											
(2) ユニット型 I型介護 医療院 サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 I型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (840 単位) 要介護2 (948 単位) 要介護3 (1,184 単位) 要介護4 (1,283 単位) 要介護5 (1,374 単位)																												
(1) ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	(一) ユニット型 II型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100														
	(2) 経過的ユニット型 II型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (849 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,173 単位) 要介護4 (1,267 単位) 要介護5 (1,353 単位)																												
(1) ユニット型 I型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)															×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100
	(二) 経過的ユニット型 I型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (901 単位) 要介護3 (1,126 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,304 単位)																												
(2) ユニット型 II型特別介護 医療院 サービス費	(一) ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																												
	(二) 経過的ユニット型 II型 特別介護医療院 サービス費 <ユニット型個室の 多床室>	要介護1 (808 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,114 単位) 要介護4 (1,205 単位) 要介護5 (1,284 単位)																												

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき +30単位)		
チ 退所時栄養情報連携加算(※2) (1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヌ 退所時指導等加算(※2)	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
	c 退所時指導加算 (400単位)	
	d 退所時情報提供加算 (500単位) 退所時情報提供加算(Ⅰ) (250単位) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (250単位)	
	e 退所前連携加算 (500単位)	
ル 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)	
ヲ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ワ 経口移行加算(※2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	
コ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	
ク 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)	
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)	
ラ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ム 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ウ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)	
キ 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)	
オ 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)	
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)	注 所定単位数は、イからケまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)	
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)	
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)	

※ 夜勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和8年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者 の利用者50人以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×122/1000)							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1月につき +所定単位×133/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×116/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1月につき +所定単位×127/1000)							
	(5) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×101/1000)							
	(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×85/1000)							
	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							

： 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (303単位)	×90/100													
	(2) 30分未満 (451単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (794単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,090単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (284単位) ※ 1日2回を超えて実施する場合は50/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (256単位)	×90/100													
	(2) 30分未満 (382単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (553単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (814単位)														
ハ 初回加算	(1)初回加算(Ⅰ) (1月につき +350単位) (2)初回加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)														
ニ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)														
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +100単位)														
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))														
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)														
チ 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位数×15/1000)														
注 所定単位数は、イからヒまでにより算定した単位数の合計															
イ：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
ロ：「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。															

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 298単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +200単位	1回につき +50単位 (1月に1回を限度)	1回につき +30単位
	介護老人保健施設の場合										
	介護医療院の場合										
ロ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1月につき +所定単位数×15/1000)										
注 所定単位数は、イからヒまでにより算定した単位数の合計											
イ：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
ロ：「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											
※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算前の単位数を算入											

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(1) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (515単位)	+15/100	+10/100	+5/100				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)							
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(2) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時時空学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (299単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (287単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)							
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (517単位)								
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (441単位)								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (566単位)	+100単位		注 在宅患者医療用麻薬持続注療法加算 +250単位				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (417単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (380単位)							
		(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)				(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (518単位)			
						(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (370単位)			
						(三) (一)及び(二)以外の場合 (342単位)			
	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月4回を限度) (46単位)								
	ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合				(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (545単位)	+15/100	+10/100	+5/100
						(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (487単位)			
						(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合		(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (525単位)							
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (467単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)							
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (362単位)								
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (326単位)								
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)								

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。
 ※ ホについて、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行う場合	利用を開始した 日の属する月か ら起算して12月 を超えた期間に 介護予防通所リ ハビリテーションを 行った場合(要件 を満たさない場 合)			
		(2,268単位)										-376単位	-120単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援2										(4,228単位)	-752単位	-240単位
		要支援1										(2,268単位)	-376単位	-120単位
	介護医療院の場合	要支援2										(4,228単位)	-752単位	-240単位
		要支援1										(2,268単位)	-376単位	-120単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位)														
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)														
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)														
ホ 口腔・栄養スク リーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))													
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))													
ヘ 口腔機能向上 加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)													
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)													
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)														
チ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)														
リ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)											
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)											
ヌ 介護職員等 処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×103/1000)		注 所定単位は、イからリまでにより算定し た単位数の合計											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×111/1000)													
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×100/1000)													
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×108/1000)													
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×83/1000)													
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×70/1000)													

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注								
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (479 単位)	442単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練個別加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合						
			要支援2 (596 単位)	548単位																					
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (479 単位)	442単位																					
			要支援2 (596 単位)	548単位																					
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (451 単位)	442単位																					
			要支援2 (561 単位)	548単位																					
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援1 (451 単位)	442単位																					
			要支援2 (561 単位)	548単位																					
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	機能訓練個別加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合									
			要支援2 (681 単位)	623単位																					
		(二) 経過の単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (561 単位)	503単位																					
			要支援2 (681 単位)	623単位																					
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室〉	要支援1 (529 単位)	503単位																					
			要支援2 (656 単位)	623単位																					
		(二) 経過の併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援1 (529 単位)	503単位																					
			要支援2 (656 単位)	623単位																					
ハ 口腔連携強化加算 (1日につき +50単位(1月に1回を限度))																									
ニ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																									
ホ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																							
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																							
ヘ 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)																							
		(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																							
ト サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																							
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																							
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																							
チ 介護職員等処遇改善加算		<table border="1"> <tr> <td>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×163/1000)</td> <td rowspan="6">注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×176/1000)</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×159/1000)</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×172/1000)</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×136/1000)</td> </tr> <tr> <td>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×113/1000)</td> </tr> </table>																	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×163/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×176/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×159/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×172/1000)	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×136/1000)	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×113/1000)
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×163/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計																								
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×176/1000)																									
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×159/1000)																									
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×172/1000)																									
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×136/1000)																									
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×113/1000)																									
：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																									

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注															
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士の員数 が基準を満たさ ない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットにおける体 制が未整備であ る場合	身体拘束等止 止措置未実施 減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務経緯計画 未策定減算	室料相当額控 除	夜勤職員配置加 算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合												
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (579 単位) 要支援2 (726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -26単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	片道につき +184単 位												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (632 単位) 要支援2 (778 単位)											1日につき +51単位														
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (613 単位) 要支援2 (774 単位)											1日につき +51単位														
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (672 単位) 要支援2 (834 単位)											1日につき +51単位														
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)											1日につき -26単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)											1日につき -26単位														
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護コール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (583 単位) 要支援2 (730 単位)											1日につき -26単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (622 単位) 要支援2 (785 単位)											1日につき -26単位														
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (566 単位) 要支援2 (711 単位)											1日につき -26単位														
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (601 単位) 要支援2 (758 単位)											1日につき -26単位														
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】											要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)	×97/100		×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	片道につき +184単 位
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】											要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)												1日につき +51単位		
			c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】											要支援1 (624 単位) 要支援2 (789 単位)												1日につき +51単位		
			d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】											要支援1 (680 単位) 要支援2 (846 単位)												1日につき +51単位		
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】											要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)												1日につき +51単位		
			b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】											要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)												1日につき +51単位		
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護コール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)	1日につき +51単位																								
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (653 単位) 要支援2 (817 単位)	1日につき +51単位																								
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)	1日につき +51単位																								
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (611 単位) 要支援2 (770 単位)	1日につき +51単位																								
注 特別療養費																												
注 療養体制維持特別加算		(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)																										
		(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)																										
(3) 総合医学管理加算		(利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)																										
(4) 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																										
(5) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																										
(6) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																										
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																										
(7) 緊急時施設療養費		(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算 定する) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算 定する)																										
		(二) 特定治療																										
(8) 生産性向上推進体制加算		(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)																										
		(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																										
(9) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)																										
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																										
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																										
(10) 介護職員等処遇改善加算		(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×90/1000)	注 所定単位は、(1)から(9)までにより算定した単位数の合計																									
		(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×97/1000)																										
		(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×89/1000)																										
		(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×93/1000)																										
		(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×69/1000)																										
		(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×69/1000)																										

注 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入院患者の 数の合計数が 入院患者の定 員を超える場 合	看護・介護職 員の員数が基 準を満たさない 場合 又は 又は	看護師が基準 に定められた 看護職員の員 数に20/100を 乗じて得た 数未満の場合 又は 又は	療地の医師確 保計画を届出 たもので、医 師の数が基準 に定められた 医師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合 又は 又は	療地の医師確 保計画を届出 たものの以外 で、医師の数 が基準に定め られた医師の 員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配 置していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	廊下幅が設備 基準を満たさ ない場合	医師の配置に ついて医療法 施行規則第4 9条の規定が 適用されてい る場合	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合			
(1) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費 (1日につき)	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (547 単位)																	
			要支援2 (686 単位)																	
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (576 単位)																	
			要支援2 (716 単位)																	
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (566 単位)																	
			要支援2 (706 単位)																	
	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<5.1>	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (606 単位)																	
			要支援2 (767 単位)																	
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (639 単位)																	
			要支援2 (801 単位)																	
	病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<6.1>	f 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (627 単位)																	
			要支援2 (788 単位)																	
a 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅰ) <従来型個室>		要支援1 (515 単位)																		
		要支援2 (644 単位)																		
(2) 病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	b 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1 (530 単位)																		
		要支援2 (661 単位)																		
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1 (575 単位)																		
		要支援2 (727 単位)																		
病院療養 病床介護予防 短期入所療養 介護費(Ⅲ)	d 病院療養病床介護予防短期入所療養 介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (593 単位)																		
		要支援2 (745 単位)																		
(2) 病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅰ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (557 単位)																	
			要支援2 (695 単位)																	
		b 病院療養病床経過型介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (616 単位)																	
			要支援2 (777 単位)																	
	病院療養 病床経過型 介護予防短期 入所療養 介護費(Ⅱ) 看護<8.1> 介護<4.1>	a 病院療養病床経過型介護予防短期 入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (557 単位)																	
			要支援2 (695 単位)																	
		b 病院療養病床経過型介護予防短期 入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (616 単位)																	
			要支援2 (777 単位)																	
	(3) ユニット型 病院療養病床 介護予防短期 入所療養 介護費 (1日につき)	ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (632 単位)																
				要支援2 (796 単位)																
		ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (662 単位)																
				要支援2 (825 単位)																
ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>			要支援1 (652 単位)																	
			要支援2 (815 単位)																	
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>			要支援1 (632 単位)																	
			要支援2 (796 単位)																	
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>			要支援1 (662 単位)																	
			要支援2 (825 単位)																	
経過的ユニット型病院療養病床 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>			要支援1 (652 単位)																	
			要支援2 (815 単位)																	
ユニット型 病院療養病床 経過型介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>		要支援1 (632 単位)																	
			要支援2 (796 単位)																	
	経過的ユニット型病院療養病床経過型 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (632 単位)																	
			要支援2 (796 単位)																	
(5) 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																		

(6) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
(8) 特定診療費	
(9) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
(10) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(11) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)

注
所定単位は、(1)から(10)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (530 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (666 単位)									
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (559 単位)									
			要支援2 (693 単位)									
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (549 単位)									
			要支援2 (684 単位)									
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (589 単位)										
		要支援2 (747 単位)										
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (623 単位)										
		要支援2 (780 単位)										
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (612 単位)										
		要支援2 (769 単位)										
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (471 単位)										
		要支援2 (588 単位)										
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>		要支援1 (616 単位)	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (775 単位)									
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (643 単位)									
			要支援2 (804 単位)									
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (634 単位)									
			要支援2 (793 単位)									
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (616 単位)											
	要支援2 (775 単位)											
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (643 単位)										
		要支援2 (804 単位)										
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 (634 単位)										
		要支援2 (793 単位)										
(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))												
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)											
(6) 特定診療費												
(7) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)											
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)											
(9) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1月につき +所定単位×62/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ -(1月につき +所定単位×66/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1月につき +所定単位×58/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ -(1月につき +所定単位×62/1000)											
	(五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×47/1000)											
	(六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1月につき +所定単位×40/1000)											
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計												
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注					
			夜勤を行う職員 の勤務条件 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の 合計が入所者の 定員を超える場合	医師、薬剤師、 看護師、介護職員 の員数が基準に 満たない場合	看護師が基準 に定められた 看護職員の数に 20/100を乗じて得た 数未満の場合	常勤のユニット リーダーをユ ニット毎に配置 していない等 ユニットケアに おける体制が 未整備である 場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	療養環境の基 準(廊下)を満 たさない場合	療養環境の基 準(療養室)を 満たさない場 合	室料相当額 控除	夜勤を行う職 員の勤務条件 に関する基準 の区分による 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合			
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (603 単位)																	
		要支援2 (741 単位)																		
	b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (666 単位)																		
	要支援2 (827 単位)																			
	(二) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (591 単位)																	
		要支援2 (731 単位)																		
	b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (654 単位)																		
	要支援2 (815 単位)																			
	(三) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (575 単位)																	
要支援2 (715 単位)																				
b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (636 単位)																			
要支援2 (798 単位)																				
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (574 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	
		要支援2 (703 単位)																		
	b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (637 単位)																		
	要支援2 (787 単位)																			
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (558 単位)																	
		要支援2 (685 単位)																		
	b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (621 単位)																		
	要支援2 (771 単位)																			
	(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (III)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (546 単位)																	
要支援2 (674 単位)																				
b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (610 単位)																			
要支援2 (760 単位)																				
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (547 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 (679 単位)																		
	b I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (606 単位)																		
	要支援2 (759 単位)																			
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (521 単位)																	
		要支援2 (642 単位)																		
b II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (581 単位)																			
要支援2 (724 単位)																				
(4) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (I)	a ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (687 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 (852 単位)																		
	b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (687 単位)																		
	要支援2 (852 単位)																			
	(二) ユニット I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (II)	a ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (677 単位)																	
		要支援2 (841 単位)																		
b 経過的ユニット型I型介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (677 単位)																			
要支援2 (841 単位)																				
(5) ユニット II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (703 単位)																		
		要支援2 (856 単位)																		
	(二) 経過的ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (703 単位)																		
		要支援2 (856 単位)																		
(6) ユニット 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット I型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a ユニット型I型特別介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (643 単位)	1日につき -25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき -25単位	1日につき -25単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位	1日につき -26単位
		要支援2 (799 単位)																		
	b 経過的ユニット型I型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (643 単位)																		
	要支援2 (799 単位)																			
	(二) ユニット II型特別 介護医療院 介護予防防 短期入所 療養介護費	a ユニット型II型特別介護医療院介護予防防 短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (670 単位)																	
		要支援2 (814 単位)																		
b 経過的ユニット型II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (670 単位)																			
要支援2 (814 単位)																				

(7) 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))	
(8) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(9) 緊急時施設診療費	<input type="checkbox"/> 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	注 所定単位は、(1)から(13)までにより算定した 単位数の合計
	<input type="checkbox"/> 特定治療	
(10) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(11) 特別診療費 (※2)		
(12) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)	
	(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)	
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(14) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×62/1000)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×66/1000)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×58/1000)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×62/1000)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×47/1000)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×40/1000)	

注：「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (183 単位)	要支援2 (313 単位)	×70/100	-10/100																
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)			×70/100	-1/100	-1/100	-3/100														
ハ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位)																			
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																			
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)																			
ヘ 新興感染症等施設療養費	(1月)に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)																			
ト 生産性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																			
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																			
リ 介護職員等処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×148/1000)</td> <td rowspan="6">注 所定単位は、イからラまでより算定した単位数の合計</td> </tr> <tr> <td>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×159/1000)</td> </tr> <tr> <td>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×142/1000)</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×153/1000)</td> </tr> <tr> <td>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×130/1000)</td> </tr> <tr> <td>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×108/1000)</td> </tr> </table>													(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×148/1000)	注 所定単位は、イからラまでより算定した単位数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×159/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×142/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×153/1000)	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×130/1000)	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×108/1000)
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×148/1000)	注 所定単位は、イからラまでより算定した単位数の合計																			
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×159/1000)																				
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1月につき +所定単位×142/1000)																				
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1月につき +所定単位×153/1000)																				
(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×130/1000)																				
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×108/1000)																				

※ 同年度 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (別に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算(個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和9年4月1日から適用する。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)			+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)						
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						
ニ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき +所定単位×21/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計				

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和8年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100
-〇〇/100	⇒	所定単位数	-	所定単位数×〇〇/100

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師によりサービス提供が行われる場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	通所サービス利用時の調整(1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)	×98/100	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行った 場合 1月につき +2500単位
		要介護2 (9,720 単位)											
		要介護3 (16,140 単位)											
		要介護4 (20,417 単位)											
		要介護5 (24,692 単位)											
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,946 単位)											
		要介護2 (12,413 単位)											
		要介護3 (18,948 単位)											
		要介護4 (23,358 単位)											
		要介護5 (28,298 単位)											
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)	-1/100	-1/100	-62単位	-111単位	-184単位	-233単位	-281単位	-91単位	-141単位	-216単位	-266単位	-322単位
	要介護2 (9,720 単位)												
	要介護3 (16,140 単位)												
	要介護4 (20,417 単位)												
	要介護5 (24,692 単位)												
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)	+15/100	+10/100	+5/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 50人以上にサービスを行う場合 1月につき ×85/100							
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)												
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)												
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)												
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1日につき +30単位)											
ホ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (イ(2)を算定する場合のみ算定)		(1回につき +600単位)											
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)												
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)												
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)											
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)											
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)											
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))											
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イ又はロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)											
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)											
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)											
	(2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く)	(一) サービス提供体制強化加算(i) (1回につき +22単位)											
		(二) サービス提供体制強化加算(ii) (1回につき +18単位)											
		(三) サービス提供体制強化加算(iii) (1回につき +6単位)											
ル 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×267/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×278/1000)												
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×246/1000)												
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×257/1000)												
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×204/1000)												
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×167/1000)												

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100				
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)							(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)							(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×267/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×278/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×246/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×257/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×204/1000)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×167/1000)								

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総統計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)								
		要介護3 (22,359 単位)								
		要介護4 (24,677 単位)								
		要介護5 (27,209 単位)								
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,423 単位)								
		要介護2 (13,849 単位)								
		要介護3 (20,144 単位)								
		要介護4 (22,233 単位)								
		要介護5 (24,516 単位)								
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (572 単位)								
		要介護2 (640 単位)								
		要介護3 (709 単位)								
		要介護4 (777 単位)								
		要介護5 (843 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)								
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)								
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)								
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)								
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)								
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)								
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)							
タ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×171/1000)								
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×186/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×168/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×183/1000)								
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×156/1000)								
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×128/1000)								

注
所定単位は、イからヨまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注			
		夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者 の員数が基準 に満たない場 合	身体拘束廃 止未実施減 算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (765 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2 (801 単位)										
		要介護3 (824 単位)										
		要介護4 (841 単位)										
		要介護5 (859 単位)										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (753 単位)										
		要介護2 (788 単位)										
		要介護3 (812 単位)										
		要介護4 (828 単位)										
		要介護5 (845 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
		要介護2 (829 単位)										
		要介護3 (854 単位)										
		要介護4 (870 単位)										
		要介護5 (887 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 (781 単位)										
		要介護2 (817 単位)										
		要介護3 (841 単位)										
		要介護4 (858 単位)										
		要介護5 (874 単位)										
注 入院時費用												
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)											
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)											
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 100単位を加算)											
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)											
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算)											
	(4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を加算)											
ヘ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)											
ト 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)											
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)											
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)											
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)											
ヲ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)											
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
カ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)											
ヨ 高齢者施設等感染対策向上 加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)											
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)											
タ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)											
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)											
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)											
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ツ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×210/1000)											
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×228/1000)											
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×202/1000)											
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×220/1000)											
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×179/1000)											
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×149/1000)											
注 利用者が必要又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定												
注 注 所定単位数は、イからソまでにより算定した単位数の合計												
注 注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合												
※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。												

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注		注		注		注		注	注						
					介護・介護職員の人数が基準に満たない場合	身体拘束禁止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総計未実施減算	入居継続支援加算(Ⅰ)	入居継続支援加算(Ⅱ)	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)			個別機能訓練加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算(Ⅱ)	A/L維持等加算(Ⅰ)	A/L維持等加算(Ⅱ)	夜間看護体制加算(Ⅰ)	夜間看護体制加算(Ⅱ)
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位)	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +120単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき +100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき +40単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (546 単位)	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき +36単位	1日につき +22単位	1月につき +120単位 (3月に1回を限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +18単位	1日につき +9単位	1日につき +120単位	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合 1月につき +100単位	左記以外の協力医療機関と連携している場合 1月につき +40単位	1月につき +30単位	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)	
	要介護2 (614 単位)																			
	要介護3 (685 単位)																			
	要介護4 (750 単位)																			
	要介護5 (820 単位)																			
ハ 施設・送所連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)																				
ニ 尊厳介護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 尊厳介護加算(Ⅰ)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 73単位を加算)	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	(3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	(2) 尊厳介護加算(Ⅱ)	(1) 死亡日前31日以上45日以下 (1日につき 572単位を加算)	(2) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 644単位を加算)	(3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 1,180単位を加算)	(4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)										
		ホ 遠隔診療提供加算(イを算定する場合のみ算定) (250単位)																		
		ヘ 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
			ト 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)																	
リ 新興感染症等感染対策費	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)																		
	ヌ 生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)																			
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																	
	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×148/1000)	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×159/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×242/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×153/1000)	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×130/1000)	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×108/1000)	注 所定単位数は、イからみまでにより算定した単位数の合計												

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)		
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,447単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護2(17,415単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護3(24,481単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護4(27,766単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
		要介護5(31,408単位)											-925単位	-925単位	-30単位	
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,214単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護2(15,691単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護3(22,057単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護4(25,017単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
	要介護5(28,298単位)										-925単位	-925単位	-30単位			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)																
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)																
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 920単位を加算)															
	(2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 890単位を加算)															
	(3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき 760単位を加算)															
	(4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき 460単位を加算)															
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 800単位を加算)																
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 50単位を加算)																
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度))																
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))															
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))															
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度))															
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき +160単位(月2回を限度))															
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 600単位を加算)																
フ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 774単位を加算)																
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算)															
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)															
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 250単位を加算)																
コ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 2,500単位を加算)																
ク 遠隔死亡診断補助加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)																
レ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算)															
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)															
ロ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000単位を加算)																
ツ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 1,200単位を加算)															
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 800単位を加算)															
ネ 褥瘡マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算)															
	(2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)															
ナ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算)															
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算)															
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)															
ラ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 40単位を加算)																
ム 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき 100単位を加算)															
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき 10単位を加算)															
ウ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算)														
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算)														
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき 25単位を加算)														
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1日につき 21単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1日につき 12単位を加算)														
キ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ(1月につき +所定単位×169/1000)	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ(1日につき +所定単位×177/1000)															
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ(1月につき +所定単位×165/1000)															
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ(1日につき +所定単位×174/1000)															
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×153/1000)															
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×125/1000)															
注		「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目														
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入																

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員が1名以上不足している場合	高齢者虐待防止措置未実施加算	業務継続計画未策定加算	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入居加算(注)		生活機能向上支援加算(注)		個別機能向上加算(注)	個別機能向上加算(注)	認知症対応型通所介護受入加算	研修アシメント加算	療養加算	口腔・栄養スクリーニング加算(注)	口腔・栄養スクリーニング加算(注)	口腔機能向上加算(注)	口腔機能向上加算(注)	科学的介護推進体制加算	事業所が同一建築物に居住する者又は同一建築物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が法人が行わない場合		
								八居加算(注)	九居加算(注)	生活機能向上支援加算(注)	生活機能向上支援加算(注)														
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	数支援1 (475 単位)																							
		数支援2 (526 単位)																							
		(二) 4時間以上5時間未満	数支援1 (497 単位)																						
			数支援2 (551 単位)																						
		(三) 5時間以上6時間未満	数支援1 (741 単位)																						
			数支援2 (828 単位)																						
	(四) 6時間以上7時間未満	数支援1 (760 単位)																							
		数支援2 (851 単位)																							
	(五) 7時間以上8時間未満	数支援1 (861 単位)																							
		数支援2 (961 単位)																							
	(六) 8時間以上9時間未満	数支援1 (888 単位)																							
		数支援2 (991 単位)																							
(一) 3時間以上4時間未満		数支援1 (429 単位)																							
		数支援2 (476 単位)																							
(二) 4時間以上5時間未満		数支援1 (449 単位)																							
		数支援2 (498 単位)																							
(三) 5時間以上6時間未満	数支援1 (667 単位)																								
	数支援2 (743 単位)																								
(四) 6時間以上7時間未満	数支援1 (684 単位)																								
	数支援2 (762 単位)																								
(五) 7時間以上8時間未満	数支援1 (773 単位)																								
	数支援2 (864 単位)																								
(六) 8時間以上9時間未満	数支援1 (798 単位)																								
	数支援2 (891 単位)																								
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	数支援1 (248 単位)																							
		数支援2 (262 単位)																							
	(2) 4時間以上5時間未満	数支援1 (260 単位)																							
		数支援2 (274 単位)																							
	(3) 5時間以上6時間未満	数支援1 (413 単位)																							
		数支援2 (436 単位)																							
	(4) 6時間以上7時間未満	数支援1 (424 単位)																							
		数支援2 (447 単位)																							
	(5) 7時間以上8時間未満	数支援1 (484 単位)																							
		数支援2 (513 単位)																							
	(6) 8時間以上9時間未満	数支援1 (500 単位)																							
		数支援2 (529 単位)																							

注 1 「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」(1)回につき、22単位を加算
 (2)「サービス提供体制強化加算(Ⅱ)」(1)回につき、18単位を加算
 (3)「サービス提供体制強化加算(Ⅲ)」(1)回につき、6単位を加算
 (4)「介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)」(1)月につき、+所定単位数×288(1,000円)
 (5)「介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)」(1)月につき、+所定単位数×288(1,000円)
 (6)「介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)」(1)月につき、+所定単位数×288(1,000円)
 (7)「介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)」(1)月につき、+所定単位数×180(1,000円)
 (8)「介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)」(1)月につき、+所定単位数×180(1,000円)
 注 所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計
 注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建築物に居住する者又は同一建築物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)									
		要支援2 (6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (424 単位)										
	要支援2 (531 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)									
		(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)									
ヲ 介護職員等処遇改善加算		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計									
		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×171/1000)									
		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×186/1000)									
		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×168/1000)									
		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×183/1000)									
		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×156/1000)									
(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×128/1000)											

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合 又は 介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	高齢者虐待防 止措置未実施 減算	業務継続計画 未策定減算	3ユニットで夜 勤を行う職員の 員数を2人以上 とする場合	夜間支援体制 加算(Ⅰ)	夜間支援体制 加算(Ⅱ)	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)										
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 退居時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1月につき 150単位を加算)										
	(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)									
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
ヲ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ワ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき 10単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)									
ヨ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)										
レ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×210/1000)	注 所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×228/1000)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×202/1000)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×220/1000)										
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×179/1000)										
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×149/1000)										
※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。												

熊本県・熊本市からのお知らせ①

令和8年度介護報酬改定（介護職員等処遇改善加算）に伴う届出書の提出について

1. 提出が必要な場合

令和8年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定が実施され、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に介護職員等処遇改善加算を創設されることとなりました。

つきましては、令和8年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、それぞれの期限までに体制届等及び処遇改善計画書の提出が必要となります。

2. 令和8年度の体制届等及び処遇改善計画書の提出について

(1) 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③処遇改善計画書

※新様式は、厚生労働省から通知後、県・熊本市ホームページ（P55～56参照）に掲載します。

※様式が変更になったものは、必ず新様式を使用ください。

(2) 提出期限

体制届等及び処遇改善計画書の提出期限については、従前から処遇改善加算の対象のサービスの事業者（以下「従前サービス事業者」という。）、令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の事業所（以下「新設サービス事業所」という。）によって異なりますので、ご注意ください。

① 体制届等（(1) ①②）の提出期限

【4月から新規に処遇改善加算を取得し始める場合及び4月から区分を変更する場合】

提出期限：**令和8年（2026年）4月15日（水）**

※4・5月分における算定区分が令和7年度と変わらない場合は提出不要です。

【6月から区分を変更する場合】

●居宅系サービス

※新設サービス事業所のみが所属する事業者などを除く

提出期限：**令和8年（2026年）5月15日（金）**

●施設系サービス

提出期限：**令和8年（2026年）6月1日（月）**

処遇改善計画書を4月15日までに提出する場合は、同計画書と併せてのご提出にご協力ください。

【6月から新規に処遇改善加算を取得し始める場合】

提出期限：**令和8年（2026年）6月15日（月）**

② 処遇改善計画書（（1）③）の提出期限

【4月又は5月から加算を取得する場合】

対象事業者：従前サービス事業者

提出期限：**令和8年（2026年）4月15日（水）**

【6月から新たに加算を取得する場合】

対象事業者：新設サービス事業所のみが所属する事業者など又は従前サービス事業者のうち、令和8年4月及び5月分を申請しない事業者

提出期限：**令和8年（2026年）6月15日（月）**

※従前サービス事業者が新設サービス事業所を運営している場合において、当該事業所においても当該加算を取得する事業者は「令和8年（2026年）4月15日（水曜日）」が提出期限です。

3. 提出先及び提出方法

（1）電子申請届出システムによる提出の場合

電子申請届出システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>)により提出してください。

※利用に当たっては、デジタル庁「G ビズ ID」の取得が必要なため、あらかじめ「G ビズ ID」を取得してください。なお、G ビズ ID の取得には2週間程度期間を要する場合があります。

（2）郵送による提出の場合

①熊本市以外の広域型サービスは、熊本県高齢者支援課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1）まで1部提出ください（当日の消印有効）。

②熊本市内のサービスは、熊本市介護事業指導課（〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号）まで1部提出ください（当日の消印有効）。

③熊本市以外の地域密着型サービスは、各市町村の担当課まで1部提出ください。

④熊本市以外の居宅介護支援は、各市町村の担当課まで1部提出してください。

4. その他留意事項

（1）新設された区分等を6月分から算定予定の場合、提出期限までに届出がないと加算開始月が7月以降となりますので、ご注意ください。

（2）地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業等に係る体制届の提出については、それぞれの指定権者（市町村）にご確認ください。

（3）今後、厚生労働省より留意事項（サービス種類、変更点、既存事業所の取扱い等）が発出される予定です。国からの通知を必ず確認のうえ、提出漏れがないようお願いします。

熊本県・熊本市からのお知らせ②

介護サービス事業所関係ホームページについて

熊本県、熊本市では、介護サービス事業に係る様々な行政手続の方法や必要な様式などを一元的に集約してホームページに掲載しています。

熊本県 熊本市以外の広域型サービス事業所は、熊本県のホームページをご確認ください。

熊本県HP > 県政情報 > 健康・福祉・子育て > 高齢者・障がい者・介護 > 高齢者支援課 > 介護報酬改定

The screenshot shows the website interface for the 'Elderly Support' (高齢者支援課) page. At the top, there is a navigation bar with various menu items. Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail: 現在地 ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 高齢者支援課. Below the breadcrumb trail, there is a search bar and a list of search results. The search results include: 高齢者福祉, 介護保険, 老人福祉施設, 介護サービス事業所, 介護保険最新情報, 介護人材, 高齢者の就労・社会参加, and 介護報酬改定. The '介護報酬改定' item is highlighted with a red box. Below the search results, there is a 'New Information' (新着情報) section with a red box around it. The 'New Information' section contains three items: 2024年2月20日更新 令和5年度熊本県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について, 2024年2月15日更新 熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費 (ICT導入) 補助金の実績報告について, and 2024年2月15日更新 熊本県介護職員勤務環境改善支援事業費 (介護ロボット) 補助金の実績報告について. On the right side of the page, there is a 'Main Business Content' (主な業務内容) section with a list of five items. A chatbot icon is visible on the right side of the page.

※ 介護報酬改定に関する通知等は見出し「介護報酬改定」で御確認ください。

熊本市 熊本市内の事業所は、熊本市のホームページをご確認ください。

熊本市 HP > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ > 届出・法令・証明・規制 > 介護・福祉

The screenshot shows the Kumamoto City website header with the logo and navigation icons for accessibility, language, search, and emergency information. Below the header is a breadcrumb trail: ホーム > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ > 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉. A blue banner highlights the '介護・福祉' (Nursing and Welfare) section. Below this, a grid of service categories is displayed, each with a download icon. A '新着' (New) badge is next to '施設等における災害対策'. A red box highlights the '介護保険事業所の申請書' (Application for Nursing Insurance Business) category. Below the grid is a list of categories with arrows, where '介護保険事業所の申請書', '介護職員等（特定）処遇改善加算', and '介護報酬改定' are also highlighted with red boxes. At the bottom, a '新着情報' (New Information) section is highlighted with a red box, containing a list of updates from January 2026 to February 2026.

熊本市 Kumamoto City

閲覧支援 Language さがす 緊急情報

ホーム > 分類から探す > ビジネス > 事業者の方へ > 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉

介護・福祉

集団指導について	介護保険事業所の申請書	介護給付費算定に係る体制届	介護職員等（特定）処遇改善加算
有料老人ホーム関連	介護予防・日常生活支援総合事業	介護報酬改定	施設等における災害対策
介護保険福祉用具の貸与	介護給付適正化		

→ 集団指導について → **介護保険事業所の申請書** → 介護給付費算定に係る体制届

→ **介護職員等（特定）処遇改善加算** → 有料老人ホーム関連 → 介護予防・日常生活支援総合事業

→ **介護報酬改定** → 施設等における災害対策 → 介護保険福祉用具の貸与

→ 介護給付適正化

新着情報

- 2026年2月12日更新 【報告期限：令和8年3月15日】居宅介護支援費における特定事業所集中減算について
- 2026年2月10日更新 【入札関係】自動精算機等導入業務委託に係る一般競争入札の実施について
- 2026年2月2日更新 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出について
- 2026年1月14日更新 熊本市収入証紙による手数料のお支払いについて

※ **上記以外**（熊本市以外の地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防・日常生活支援総合事業）の事業所は、各市町村の担当課にご確認ください。